

岐阜県暴力団排除条例施行規則

平成23年3月30日
岐阜県公安委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜県暴力団排除条例(平成22年岐阜県条例第54号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(調査の手續)

第2条 条例第20条に規定する説明又は資料の提出の要求は、説明・資料の提出要求書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 条例第20条の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、説明・資料提出書(別記様式第2号)を岐阜県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出するものとする。

3 第1項の要求は、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

4 条例第20条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第3条 公安委員会は、条例第20条の説明が口頭で行われるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 条例第20条の規定により口頭による説明を求められた者(以下「説明者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書(別記様式第3号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書(別記様式第4号)により説明者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第4条 条例第21条の勧告は、勧告書(別記様式第5号)により行うものとする。

(公表の方法)

第5条 条例第22条第1項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を公安委員会が開設するホームページに掲載して行うものとする。

(1) 公表をしようとする者(以下「被公表者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 公表の原因となる事実

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、公表した日から1月とする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 公安委員会は、条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えると
きは、被公表者に対し、意見聴取通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

2 意見を述べる機会の付与は、公安委員会が口頭による意見の聴取を行う必要がある
と認めた場合を除き、申述書(別記様式第7号)の提出により行うものとする。

3 被公表者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

4 第1項の規定による通知は、申述書の提出期限又は口頭による意見の聴取期日まで
に相当な期間をおいて行うものとする。

5 被公表者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に
出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第8条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、
警察本部長が指定する警察職員に意見を聴取させることができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた者(口頭による説明を求められた者に限る。
以下「意見者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安
委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書(別記様式第8号)により、口頭による意
見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日
時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更
したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時
若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知
書(別記様式第9号)により意見者に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第9条 条例第20条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第
22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下「当事者」という。)
は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、当事者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の陳述に関する一切
の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書(別記様式第10号)を公
安委員会に提出しなければならない。

4 当事者は、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(別記様式第
11号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長
が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、岐阜県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料の提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合は、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料の提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料の提出要求書を持参してください。

様式第3号（第3条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

岐阜県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料の提出要求書の番号 及び日付		岐阜公委（ ）第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変 更 申 出 の 理 由			

様式第5号（第4条関係）

勧告書

岐阜県公安委員会（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

岐阜県暴力団排除条例第21条の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の原因となる事実	
勧告の内容	

注1 正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、岐阜県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがある。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の陳述に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第7号（第7条関係）

申述書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

岐阜県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	岐公委（ ）第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第8号（第8条関係）

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

岐阜県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の 番号及び日付		岐阜公委（ ）第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

様式第9号（第8条関係）

意見聴取日時等決定通知書

岐阜県公安委員会（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

岐阜県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時及び場所を決定したので通知します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	岐阜県公安委員会（ ）第 号 年 月 日
--------------------	-------------------------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

意見の聴取の日時又は場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び 場所を変更しない理由	
--------------------------	--

注 該当する□の中にレ点を付けること。

様式第 10 号（第 9 条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、岐阜県暴力団排除条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の陳述に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	岐公委（ ）第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 11 号（第 9 条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私の代理人は、その資格を失ったので、岐阜県暴力団排除条例施行規則第 9 条第 4 項の規定により届け出ます。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	岐公委（ ）第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

注 不要の文字は、横線で消すこと。